

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【北海道・東北地方】（平成29年4月現在）

《北海道》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子どもの居場所づくり推進事業 （H29 1353万円） ※うち単独事業分541万円	市町村 （指定都市及び中核市を除く）	様々な課題や困難を抱える子どもたちが安心して暮らすことができるよう、地域の居場所づくりを行う市町村に対して補助金を交付する。（補助率1/2） ※国庫補助事業の対象とならない事業分に対し補助する。	北海道 保健福祉部子ども未来推進局 子ども子育て支援課 TEL 011-206-6328
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業（福祉振興・介護保険基盤整備事業）） （H29 42億円の内数）	市町村 （指定都市及び中核市を除く）	①共生型地域福祉拠点整備・促進事業 高齢者、障がい者、子どもなどが地域住民とともに集う地域のコミュニティ活動の場において、支援を必要とする者等がお互いに支え、支えられながら安心して地域で生活することができる共生型地域福祉拠点の整備及び設置を促進する。 （補助率1/2） ②健全育成促進設備整備事業 児童の健全育成や子育て支援を推進するために必要な設備を整備する。 （補助率1/2）	北海道 保健福祉部福祉局 地域福祉課 TEL 011-204-5267 保健福祉部子ども未来推進局 子ども子育て支援課 TEL 011-204-5236 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm

<p>石狩市子どもの居場所づくり推進事業交付金 (H29 200万円)</p>	<p>次の①～③の要件を全て満たす団体</p> <p>①石狩市内に主な活動拠点を有すること。</p> <p>②団体が法人格を有しない場合は、団体の構成員が5人以上であり、構成員の過半数が石狩市に在住又は在勤していること。</p> <p>③組織の運営に関する規則等を備え、予算及び決算を的確に行い、事業を適切に行う見込みがあると認められること。</p>	<p>一定の条件を満たす子どもの居場所づくり(①又は②)を行う団体に交付金を交付する。</p> <p>①食事の調理提供を行う子どもの居場所づくり</p> <p>②学習支援を行う子どもの居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始に要する経費(上限10万円) ・事業の実施に要する経費(上限30万円。ただし、①と②を両方実施する場合は上限40万円) 	<p>石狩市 保健福祉部子ども政策課 TEL 0133-72-3631</p>
<p>子ども食堂支援補助金 (H29 15万円)</p>	<p>市内で子ども食堂を実施する市民団体等</p>	<p>子ども食堂の活動に伴う会場使用料を補助する。 上限額3万円(補助率10/10)</p>	<p>旭川市 子育て支援部子育て支援課 TEL 0166-25-9128</p> <p>http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/228/230/d059755.html</p>

<p>地域まちづくり推進事業補助金「子どもの居場所づくり事業」 (H29 45万円)</p>	<p>地域まちづくり推進協議会 ※の意見が反映された事業のうち、同協議会又は同協議会の依頼を受けた者 ※住民組織（市民委員会等）、福祉・商工関係団体、学校関係など地域の多様な担い手で構成される、市内15地域に設置した組織</p>	<p>協議会等が行う学習支援や子ども食堂の取組を支援する。 会場使用料、消耗品費、謝金等に対する補助 上限額 15万円（補助率 10/10）</p>	<p>旭川市 市民生活部地域まちづくり課 TEL 0166-25-6357 子育て支援部子育て支援課 TEL 0166-25-9128</p>
--	--	--	---

《秋田県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
市民協働事業提案 課題解決提案部門 （テーマ：子どもの居場所づくり） （H29 100万円）	次の①～③などの要件を満たす市民活動団体 ① 本市に事務所又は主な活動場所を有すること ② 5人以上の構成員を有すること ③ 適正な会計処理ができること	市と市民活動団体が協働で子どもの居場所づくり事業を実施するために必要な事業費を交付する。 上限額100万円。 （事業に直接要する経費）	秋田市 子ども総務課 TEL 018-888-5689 中央市民サービスセンター TEL 018-888-5642